

前回森林審議会（R5.12）等での主な意見と対応

区分	NO	主な意見	対応
主伐の推進と林業の経営力強化 (基本施策Ⅰ)	1	県産材の安定供給や素材生産事業体の経営基盤強化のため、計画的な県営林の払い下げが必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県営林が率先し、素材生産量など地域バランスに考慮した売払いを推進することにより、継続的な県産材の供給に努めます。</li> </ul> <b>【計画書P33】</b>
	2	「立山 森の輝き」の苗木出荷は、まずは県内優先となるが、近県からの需要にも対応できる出荷体制を整えることが必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生育期間が短く低コストで大量生産が可能となる、挿し木による安定的な供給体制を構築します。</li> <li>・ 新たな苗木生産者の確保・育成を図るとともに、生産技術の支援や栽培指導を行います。</li> <li>・ 安定的な苗木需要を確保するため、全国の需要情報を収集し、県外にも積極的に出荷します。</li> </ul> <b>【計画書P21】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな苗木生産者として、福祉事業者と連携した苗木生に取り組みます。</li> </ul> <b>【計画書P49】</b>
	3	苗木の安定供給を県内だけでなく他県にも広めることは、本県の林業のプレゼンスを高めるという意味では非常に大事。	
	4	一貫作業システムを推進していくためにも、無花粉スギの増産体制の確立が非常に重要。	
	5	一貫作業システムは、実際作業できる事業体は限られてくるが、今後、事業量が増えていくなかで、低コスト化につながる重要な取組みとなる。	
	6	架線集材について、高額な機械の購入や以前あった高性能林業機械化チームのような現場での実行体制の検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急傾斜地などにおける木材生産や林地残材等を効率的に集材するため、タワーヤーダや架線式グラップルなど、架線を活用した新たな作業システムを推進します。</li> </ul> <b>【計画書P19, 25, 70】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 架線集材など地形条件に対応した施業システムを実施できる現場技術者の育成を図ります。</li> </ul> <b>【計画書P51】</b>

区分	NO	主な意見	対応
主伐の推進と林業の経営力強化 (基本施策Ⅰ)	7	今後、主伐の加速化により大径木の出材が増えるので、木材加工施設での大径材の受け入れ体制が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大径材に対応した製材・加工施設等の整備を支援します。 【計画書 P 36, 74】</li> <li>県産スギ大径材の無垢材を、非住宅分野の木造建築（特に中大規模）へ利用可能とする技術（乾燥、強度管理）の開発に取り組みます。 【計画書 P 44】</li> </ul>
	8	主伐跡地を全て再造林するのではなく、どのような場所で再造林していくのか計画書で示しては。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林の主伐跡地のうち、林地生産力が比較的高く、傾斜が緩やかな場所については、再造林により木材生産機能の発揮が期待される人工林として維持し、資源の充実を図ります。 【計画書 P 19】</li> </ul>
	9	住宅着工棟数は減少していくので、これからは民間企業など非住宅にも着目し、公共事業と併せて木材利用をアピールすることが必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「富山県ウッド・チェンジ協議会」において、民間建築物での木材利用の課題や解決策の検討、普及に取り組みます。</li> <li>民間建築物の木材利用を促進するため、県と建築主等による建築物木材利用促進協定の締結を推進します。</li> <li>県産材による公共建築物等の木造化や木質化への支援を引き続き行います。 【計画書 P 39, 74】</li> </ul>
	10	大規模建築物への県産材利用に向けて、集成材の活用を検討できないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型木造建築物に使用する大断面構造部材（集成材）等については、県内の製材工場が県産材によって生産できる体制となっています。 【計画書 P 36】</li> </ul>
豊かな森林を未来につなぐ人材の育成 (基本施策Ⅱ)	1	地域おこし協力隊には林業に目を向けている若者もいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>移住者担当部局等と連携し、地域おこし協力隊など I・Uターン者に対し林業担い手センターが行う講習会等への参加を働きかけます。 【計画書 P 77】</li> </ul>
	2	総務省の特定地域づくり制度から異業種連携の取組を検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省が進めている「特定地域づくり制度」の活用を促すため、各事業体への情報提供等を行います。 【計画書 P 77】</li> </ul>
	3	他県にあるような林業を専門に学べる学校が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業担い手センター等の取組により近年は毎年 30 名を超える新規就業者を確保しており、就業後は富山県林業カレッジ等での研修により担い手の育成を進めています。 林業学校の設置については、就業者数や他県の事例等も踏まえつつ、担い手センターとカレッジが連携する形で担い手の確保・育成に努めてまいります。</li> </ul>
	4	高校生の林業体験講座の着実な推進が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業に興味をもってもらうため、高校生や大学生などを対象とした林業体験を引き続き行います。 【計画書 P 48, 76】</li> <li>新規就業者の就業後のミスマッチを防ぐため、事業体が行うインターンシップを支援します。 【計画書 P 49, 76】</li> </ul>

区分	NO	主な意見	対応
豊かな森林を未来につなぐ人材の育成 (基本施策Ⅱ)	5	林業体験は、長期の視点で見れば、高校生だけでなく、児童生徒に対して、林業と触れる機会を設けていくことも必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森の寺子屋の開催を推進し、児童や生徒など広く県民への森林環境教育の機会を提供します。</li> <li>・ 森林・林業などの体験活動を行う花とみどりの少年団の活動を支援します。</li> <li>・ 有峰の自然に対する愛着心を育む高校生の森林体験等を実施する有峰森林文化村の活動を推進します。 【計画書 P 55, 77】</li> <li>・ 幼稚園・保育所等を対象に、苗木の育成キットやキノコ収穫体験ができるシイタケ原木の配布などを行い、森林に対する理解と興味の拡大を図ります。 【計画書 P 77】</li> <li>・ 幼児期から森と木に触れる機会を創出するため、これまでの木育と自然保育が一体となった環境教育を推進します。</li> <li>・ 幼児等に木育や自然保育ができる人材を養成するため、保育士や保育士を目指している学生等を対象とした研修に取り組みます。</li> <li>・ 保育園や幼稚園等での木育や自然保育の活動を支援するとともに、自然公園等を自然保育の場として活用できるよう整備します。 【計画書 P 57, 74, 75】</li> </ul>
	6	保育分野における森林活用という、森で保育をする取組みの推進が必要。	
	7	イベントだけでなく、保育園や幼稚園等における木育や森林活用の取組みが必要。	
	8	森林・林業に関する小学校時代の教育は重要であり、幼児教育の頃から何か取組みができないか。	
県土の強靱化と県民参加の森づくり (基本施策Ⅲ)	1	流木問題など流域治水と木質バイオマスをリンクさせる取組みができないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下流域に流出した流木については、「流域治水」対策の一環として、河川管理者や木質資源利用事業者等の関係機関と発生量や所在地等の情報共有を図り、木質バイオマス等として有効利用するための方策を検討します。 【計画書 P 61】</li> </ul>
	2	企業が森を作り、何十年か先を見越していずれは主伐し、木材として供給できるような取組みがあれば良い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ とやまの森づくりサポートセンターにおいて、活動に必要な機器の貸出や保険料の支援を行うとともに、安全な活動を行うために必要な知識・技術に関する研修を開催します。</li> <li>・ 里山地域とその地元企業とのマッチングにより、企業の森づくり活動の場を確保するとともに、地域住民との企業が協働で森づくり活動に取り組み、整備された森林の維持を目指します。</li> <li>・ 森づくり活動を体験する機会や登録団体等の交流を図るボランティアの集いや交流会等を開催します。</li> <li>・ 森づくりへの意欲を高めるため、カーボンニュートラルへの貢献等を期待する企業等に対し、森づくり活動による CO2 吸収量の認証制度を創設します。 【計画書 P 69, 77】</li> </ul>
	3	企業の方々、或いはボランティアの方々が森づくりに、より親しみやすい形で関わっていける工夫も同時に必要。	